

広報

# うちなだ 3

1999 UCHINADA TOWN PUBLIC INFORMATION MAGAZINE No.434

発行/内灘町総務部総務課 (毎月5日発行)

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL (076) 286-1111 FAX (076) 286-0617

## 向栗崎小・清湖小 交流綱引き大会



一昨年分離した両校が、地区・校区に分かれ、  
綱引きを通して友情を確かめました。

〔主な内容〕

- 地域振興券について (P 2)
- 石川県議会議員選挙について (P 3)
- 介護保険制度の概要(その2) (P 4～5)
- 新小学1年生名簿 (P 8～9)

3月12日から

## 地域振興券

が使えます。

地域振興券交付事業は、若い親の子育てを支援し、あるいは高齢福祉年金等の受給者や所得が低い高齢者の方々の経済的負担を軽減することによって個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図る目的です。

使用できる期間は  
9月11日まで

使用期間／平成十一年三月十二日～平成十一年九月十一日まで

内灘町地域振興券取扱店



○内灘町

このポスターの掲示してある  
店舗等で使用できます。

◎地域振興券が使える事業所

地域振興券が使えるのは小売業、洗濯業、理容・美容業、旅館業、医療業等の各種サービス業、運輸・通信業を営む事業者で、内灘町内の店舗等に限りです。

今回地域振興券にデザインした凧は、昨年の凧の祭典で揚げた畳百枚分の大凧をデザインしたもので、町の鳥である鷹、町の花であるハマナス、それから町の木である黒松がそれぞれ描かれています。また、バブル崩壊以後不況が長引いていますが、凧が上空に舞い上がるように景気も浮揚すべしという願いから大凧を振興券にデザインしたものです。

◎地域振興券を使えないもの

- 商品券、プリペイドカード、テレホンカード、などの購入
- 切手、官製はがきなどの購入
- 交通機関の回数券などの購入
- 宝くじ、公営ギャンブルなど

◎使用に際しての注意

- 額面は1,000円（×20枚）で、釣銭は支払われません。
- 地域振興券の交換、譲渡、売買はできません。
- 使用できるのは交付された本人およびその代理人・使用者に限りです。



—地域振興券の申請は本年9月10日(金)まで随時受け付けています。—

「内灘町地域振興券」  
の取扱事業者を募集  
しています。

「内灘町地域振興券」の取扱を希望する事業者は、特定事業者としての登録が必要です。登録を希望される事業者で、二月十九日までに手続きのできなかった方は、随時登録申請を受け付けます。

■受け付け場所

内灘町産業建設部 産業経済課（役場二階）又は内灘町商工会

■受け付け方法

受付場所にある所定の申請用紙により申請してください。代表者の印鑑、振込み先の金融機関の口座番号が必要ですので通帳等を持参ください。

問い合わせ

○地域振興券について

総務部企画調整課

☎286-6723

○取扱事業者について

産業建設部産業経済課

☎286-6708

内灘町商工会

☎286-4200

# 4月11日は

## 石川県議会議員選挙

### の投票日です。

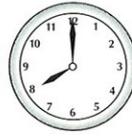
一票はあなたの声です心です

投票時間は

午前7時



から午後8時



までです。

内灘町で投票できる人（石川県議会議員選挙の場合）

年齢要件

・昭和54年4月12日以前に生まれた人

住所要件

- 1.平成11年1月1日以前に転入届をし、引き続き平成11年4月1日までの住所を有する人。
- 2.本町の選挙人名簿に登録されている人で、平成10年12月11日以降に本町から転出し、県内の他市町村へ転出届をされた人。（この場合、転出先の市町村長の発行する証明書が必要です。）

※投票所のご案内は、後日配付のチラシ及び有権者への投票所入場券でお知らせします。

### 不在者投票制度のお知らせ

投票日（4月11日）に投票所へ行き投票することができない方は、不在者投票をすることができます。

#### 1. 一般的な不在者投票

自営業の方などや冠婚葬祭の予定のある方、レジャーや買物などの用事で、投票日に投票区内にいない方など

期間は4月2日（金）から4月10日（土）までの毎日午前8時30分から午後8時まで（土曜日、日曜日でも可）です。印鑑は不用です。

#### 2. 指定病院などにおける不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院または入所されている方は、そこで不在者投票をすることができます。

なお、手続きの関係上なるべくお早めに、病院長などにお申し出ください。

統一地方選挙

### 内灘町議会議員選挙に立候補される方へ

平成11年4月25日執行の内灘町議会議員選挙における立候補予定者説明会を、次のとおり開催しますのでご参加ください。

日時 3月25日（木）午後2時  
場所 内灘町役場3階 301会議室

内灘町議会議員選挙の投票日は **4月25日** です。

告示日4月20日、不在者投票は4月20日から4月24日まで

※詳しくは内灘町選挙管理委員会におたずねください。☎286-6720（直通）



「パパ、投票していいよー」

内灘町議会議員選挙の詳細については広報うちなだ4月号でお知らせいたします。

平成十二年四月一日から

# 介護保険制度がはじまります。(その2)

平成十二年度からサービスが始まる介護保険制度について、今月号は保険料などについてお知らせします。

要介護認定の申請受付は、平成十一年十月一日から始まりま



四十歳以上の全員が加入することとなる介護保険制度では、六十五歳以上の人を「第一号被保険者」、四十歳以上六十五歳未満の医療保険に加入している人を「第二号被保険者」といいます。その保険料は、加入者全員が同じではなく、住んでいる市町村、所得、加入している医療保険などによって異なります。

## 支払い方法は？

○六十五歳以上の人

原則、老齢年金から自動的に天引きとなります。(これを特別徴収と呼びます。)ただし、年金額が月額一定額未満の人は、個別に市町村へ納めていただくことになります。(これを普通徴収と呼びます。)

○四十歳以上六十五歳未満の人

現在加入している医療保険の保険料と合わせての負担となります。

## 保険料はいくらか？

○六十五歳以上の人

保険料は、所得に応じて五段階に分けられます。これは、所得の少ない人の負担を軽減し、所得の多い人には負担能力に応じた保険料を納めていただくというものです。

なお、保険料は三年に一回見直されることになっています。

所得段階別の保険料

第1段階	老齢福祉年金及び生活保護受給者の場合	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税の場合	基準額×0.75
第3段階	本人が住民税非課税の場合	基準額×1
第4段階	本人が住民税課税(一定額未満)の場合	基準額×1.25
第5段階	本人が住民税課税(一定額以上)の場合	基準額×1.5

※基準額は、65歳以上の人がかかる総介護サービス量や総人数をもとに、各市町村で決められます。

○四十歳以上六十五歳未満の人  
保険料は、加入している医療保険によって異なります。

・国民健康保険に加入している人

保険料は住んでいる市町村ごとに決められ、その人の所得や資産に応じて、高くなったり低くなったりします。保険料の半額は国が負担するため、実際に支払うのは、算定された金額の半分を国民健康保険税と一緒に納めていただくこととなります。

・健康保険、船員保険、共済組合に加入している人

月収に定率を掛けた金額が保険料になります。つまり、保険料は給料に応じて、高くなったり低くなったりします。決められた保険料を本人と事業主で折半しますので、実際には算定された金額の半分の給料から天引きされます。

なお、四十歳以上の被扶養者(主婦など)の保険料は加入している健康保険の被保険者が全体で負担することになりますので、直接の保険料の負担はありません。

# サービスを利用するには？

## ○要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、「介護が必要である」と認められなければなりません。この判定を要介護認定といいます。要介護認定は、面接調査の結果とかかりつけ医の意見書をもとに保健・医療・福祉の専門職で構成される介護認定審査会で行われます。ここで、どれくらいの介護が必要かなどについて審査・判定され、介護保険に該当する場合は、六段階に認定されます。



## 要介護度 — 身体の状態 —

	軽度	要支援	日常生活の能力は基本的にあるが、入浴、衣服の着脱などで週数回の介護が必要
		要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。衣服着脱、掃除などで毎日1回の介護が必要
		要介護2	起き上がっても自力では困難。食事、排せつ、入浴などで毎日1回の介護が必要
		要介護3	立ち上がり、寝返りが自力でできない。毎日2回の介護が必要
		要介護4	日常生活の能力はかなり低下。意志疎通ができない人も。1日3～4回の介護は必要
重度	要介護5	生活全般にわたり部分的または全面的な介護に頼る。1日5回以上の介護が必要	

認定された介護度に応じて、受けられるサービスの程度が決まります。要介護の状態が安定した場合は、六ヶ月ごとに見直されるほか、心身の状態が急変した場合、いつでも本人または家族が認定の変更申請をおこなえます。



# サービス内容は？

介護保険のサービスは、「在宅サービス」と「施設サービス」の二つがあります。

在宅サービスは、本人の住まいを拠点として受けるサービスです。一方、施設サービスは、文字通り施設に入所して受けるサービスで、これまで、医療保険の対象となっていた病院などの一部も介護保険の対象となります。ただし、施設サービスは、要介護者と認定された場合のみ受けることができ、要支援者については、施設サービスは受けられません。



# 自己負担は？

介護保険のサービスを利用した場合、利用者はかかった費用の1割を負担することとなりました。

また、施設入所の場合、食費は医療保険と同様の利用者負担があります。

なお、一割負担が高額になる場合は、利用者の負担軽減を図るため、自己負担の上限が設定されます。

	在宅サービス	在宅サービス
<b>要介護者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護（ホームヘルプ）</li> <li>●訪問入浴</li> <li>●訪問看護</li> <li>●訪問リハビリテーション</li> <li>●日帰りリハビリテーション（デイケア）</li> <li>●居宅療養管理指導（医師・歯科医師による訪問診療など）</li> <li>●日帰り介護（デイサービス）</li> <li>●短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>●短期入所療養介護（ショートステイ）</li> <li>●痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム）</li> <li>●有料老人ホーム等における介護</li> <li>●福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>●住宅改修費の支給（手すり、段差の解消など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>●介護老人保健施設（老人保健施設）</li> <li>●介護療養型医療施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養型病床群</li> <li>・老人性痴呆患者療養病棟</li> <li>・介護力強化病院（施行後3年間）</li> </ul> </li> </ul>
<b>要支援者</b>	●同上（痴呆性老人のグループホームを除く）	●要支援者は施設入所はできません

## ○介護保険に関しては

介護保険準備室

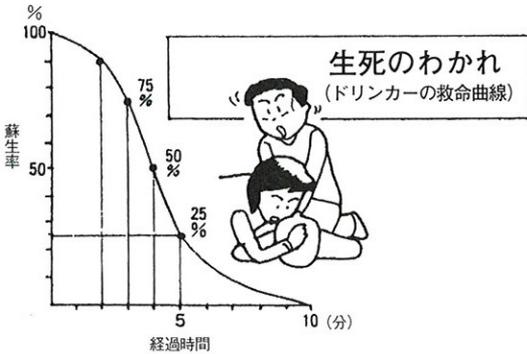
☎2861-6703

# 消防 だより

## 普通救命講習の 受講者募集!

内灘町消防本部では、突然の事故等に遭遇したときの備えとして、誰にでも出来る心肺蘇生法や止血法などを学ぶ普通救命講習（三時間）を実施しています。

受講料は無料となっていますのでご希望の方（各種団体、個人）は、お気軽に消防本部までお問い合わせください。  
☎286-3301



## おとなりに あげる安心 火の始末

## 災害から 文化財を守れ!!

一月二十六日（火）、文化財防火デーにちなみ、町指定文化財の小濱神社において防火訓練を実施しました。

訓練内容は、金沢港沖で大地震が発生し、拜殿南側から出火したとの想定で行われ神社関係者による通報訓練、初期消火訓練、重要物品の屋外搬出訓練等また、消防ポンプ自動車二台による火災防ぎ訓練も行われました。

関係者は文化財を火災から守るため、日頃より火災予防に対する重要性を再認識しました。



## 春季火災予防運動

三月二十日（土）  
三月二十六日（金）

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、住民一人ひとりの火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

消防団、消防署では火災予防運動期間中、消防訓練、防火指導、防火パレード等、地域に密着した防火行事を予定していますのでご協力をお願いします。

### 「期間中の主な行事」

- ・ 十二時、十七時にサイレンを吹鳴し警火心呼びかける
- ・ 消防団、消防署火災防ぎよ訓練（鶴ヶ丘地区）
- ・ 一人暮らし老人宅防火診断
- ・ 一日消防署長による火災予防PR
- ・ 防火対象物、危険物施設立入検査
- ・ 消防団、婦人防火クラブ、消防署による町内防火パレード
- ・ 消防団、消防署による防火巡回広報
- ・ 防火行政無線による火災予防広報

# 3月 は国民健康保険証の 書換え月です。

現在ご使用の「国民健康保険被保険者証」の有効期限が、平成十一年三月三十一日で期限切れとなり使用できません。  
新しい保険証は、左記の日程で交付しますので、該当する方はお忘れなく取りにきてください。都合の悪い方は四月一日以後役場で交付となります。

### ◎当日持参していただくもの

- ・ 現在使用中の国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑

※保健婦、看護婦による血圧測定等の健康相談も行いますので、お気軽にご利用ください。

### 日程表

月日	場所	書換えの時間	対象地区
3月23日(火)	大根布公民館	午前 9:00~10:30	大根布1~8丁目
	大清台公民館	午前10:45~12:00	大清台
	大学公民館	午後 1:00~ 2:30	大学、ハマナス1、2丁目
	宮坂公民館	午後 2:45~ 4:30	宮坂
24日(水)	西荒屋公民館	午前 9:00~10:40	西荒屋
	室公民館	午前10:50~12:00	室、湖西
	向粟崎公民館	午後 1:00~ 3:00	向粟崎1~5丁目
25日(木)	千鳥台公民館	午前 9:00~10:20	千鳥台1、2、3丁目
	旭ヶ丘公民館	午前10:30~12:00	旭ヶ丘
	緑台公民館	午後 1:00~ 2:30	緑台1、2丁目
26日(金)	アカシア公民館	午後 2:45~ 4:30	アカシア1、2丁目
	鶴ヶ丘西公民館	午前 9:00~10:30	鶴ヶ丘4丁目
	鶴ヶ丘北公民館	午前10:40~12:00	鶴ヶ丘5丁目、大根布と番地
	鶴ヶ丘東公民館	午後 1:00~ 2:40	鶴ヶ丘1、2、3丁目
	向陽台公民館	午後 2:50~ 4:30	向陽台1、2丁目

# 集団密航・不法就労 防止にご協力を

不法就労を目的とした中国人等による集団密航事件が急増していますが、その多くは「蛇頭」と呼ばれる組織と日本の暴力団が組んで行われています。また一時来日した不良外国人グループによる犯罪も相次いで発生しています。

次の点にご協力をお願いします。

◎不審な船・ボートを発見した場合や海岸付近で駐車をしている不審な車や人を見たら、すぐに警察に連絡を！

◎外国人を雇用する場合は、必ず旅券や就労資格証明書等で在留資格・期間を確認して下さい！

◎短期滞在等で働くことが認められない在留資格の外国人を雇用することはできません！

## 連絡先

津幡警察署

☎288-3111又は110番へ



# 平成十一年度 狂犬病予防注射・新規登録手続きのご案内

狂犬病予防注射を次の日程で行います。また、登録していない犬をお飼いの方は、狂犬病予防注射と同時に犬の登録ができます。

月日	曜日	会場	時間
4月7日	水	西荒屋公民館	10:30~11:00
		宮坂公民館	11:15~11:45
		大根布公民館	13:00~14:00
4月8日	木	鶴ヶ丘東公民館	10:30~11:30
		緑台公民館	13:30~14:00
4月9日	金	向粟崎公民館	10:00~12:00
		千鳥台公民館	13:30~14:00
4月13日	火	アカシア公民館	10:30~11:30
		鶴ヶ丘西公民館	13:00~14:00

## 狂犬病予防注射・登録に係る費用

注射手数料 3,000円

登録手数料 3,000円

(※注射と登録を同時にされる場合は6,000円)

犬を所有した場合、三十日以内に犬の登録と年一回の狂犬病予防注射が法律により義務付けられています。犬の登録は、一生涯一度の登録となっております。ただし、引っ越しにより犬の所在地が変更される場合は左記の手続きが必要です。

○金沢市や石川県外へ異動の場合

異動先の最寄りの保健所へこれまでの鑑札を添えて、新しく登録する必要があります。

○石川県内の他市町村(金沢市を除く)へ異動の場合  
異動先の最寄りの保健所へ、所在地の変更が必要です。登録はそのままとなります。

# ふんの始末は飼い主が！

最近、公園や道路で犬や猫によるふん害が目立ちます。「子供を連れて、公園へ行っても、ふんがあつて気持ちよく遊べない。」

「よく、家の前でふんをそのままにされて、困ります。」という声が寄せられます。ペットのふんの始末は飼い主の義務です。また、犬の放し飼いは、時には人を攻撃したり、作物を荒らしたり、他の犬や猫とケンカしたり、また交通事故などに遭う危険性もありますので必ず綱をつないでおきましょう。みんなが住みやすい環境をつくるため、みなさんで協力しましょう。

犬を散歩させるときに次のことに気をつけましょう。

- 首輪が抜けたり、引き綱が外れないよう点検しましょう。
- 運動させる場所、時間など人の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。
- ふんの後始末用のシャベルや袋を持って始末しましょう。

